

厚生労働省奈良労働局発表  
平成29年12月8日

	奈良労働局総務部
担	労働保険徴収室長 百歩 健
当	室長 補佐 福本 辰也
	電話 0742(32)0203

### 総務部労働保険徴収室における文書の誤送付について

奈良労働局（局長 伊達 浩二）は、総務部労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認のうえ必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

#### 1. 事案の概要

徴収室において、A事業場に送付すべき労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び労働保険関係成立届（以下、「申告書等」という。）を、誤ってB事業場に送付するという事案が発生した。

申告書等には、A事業場の名称、所在地、代表者氏名、保険料額等が記載されていた。

#### 2. 事実経過

- 平成29年11月27日、徴収室において、職員CがB事業場宛ての申告書等の封入作業を行い、職員Dが確認・封緘作業を行って、郵送した。
- 同年12月1日、B事業場の担当者が大淀労働基準監督署に来署した際、徴収室から郵送された申告書等を確認したところ、A事業場に係る申告書等が混入されていた旨申し出があり、誤送付が判明した。直ちに、同署労災課長が経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、当該申告書等を回収した。
- 同日、同室室長補佐がA事業場に電話連絡し、経過説明及び謝罪を行い了承を得るとともに、改めて訪問の上で謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞された。
- 同日、同室室長補佐がB事業場に電話連絡し、訪問の上で謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞された。

#### 3. 発生原因

- 職員CがA事業場に係る申告書等をB事業場宛てに送付すべき書類と誤認し、B事業場宛ての封筒に封入したこと。
- 職員Dが、封筒の宛名と封入する申告書等の事業場名について、確認・封緘作業が不十分であったこと。

#### 4. 再発防止策

- (1) 徴収室においては、平成29年12月4日、緊急職員会議を開催し、室長から本事案の経過及び原因等を説明の上、郵便物の発送作業については整理整頓した作業スペースにおいて、複数人によるダブルチェックにて一通ずつ確認したうえで封緘することとした。
- (2) 奈良労働局においては、同年12月4日、総務部長より局内課室長、管下の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、今回の事案の概要説明及び発生原因等を周知するとともに、同様の事案の再発防止の取組について指示した。